

○風俗営業の許可の取消し

(第8条)

改正 平成26年3月20日 平成28年6月23日

平成29年3月22日 令和元年12月14日

令和7年6月28日 令和7年11月28日

処分基準

令和7年11月28日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営適正化法)
根拠条項	第8条
処分の概要	風俗営業の許可の取消し
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風営適正化法第3条(許可)、第4条(許可の基準)、第7条(承認)、第7条の2(承認)、第7条の3(承認)
処分基準	<p>風営適正化法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可(承認)を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 風営適正化法第4条第1項第7号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者との密接な関係を絶とうとしているようなとき。・ 風営適正化法第4条第1項第12号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	岡山県公安委員会